

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第2号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年大和市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第1条及び第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第11条 給与条例第23条（第2項第2号及び第4項を除く。）の規定は、規則で定める基準を満たす会計年度任用職員に対する勤勉手当について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「規則で定める報酬の額」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大和市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。）」を削る。